

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

嵐山町の人口は、平成 12 年をピークに微減が続いており、世帯数の増加が続く一方で、世帯人員の減少が続いている。

年少人口・生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の増加が顕著となっているため、将来的な人口減少は避けられない見通しとなっている。

また、特徴として、近隣市町村と比べて昼夜間人口の比率が 100 を超えている点が挙げられる。

産業構造は、卸売業・小売業（136 事業者）が最も多く、次いで建設業（94 事業者）、製造業（82 事業者）、宿泊業・飲食サービス業（67 事業者）となっている。

近年では、大型店舗への消費流出の加速による売り上げ減少や空き店舗増加、若者の減少による後継者不足等、多くの問題が存在しているが、商工業者数 682 のうち、小規模事業者数が 594 あり、町内の約 87%を占めるため、中小企業者の活性化が町全体の活性化につながると考えられる。

町として嵐山町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、経営力基盤の強化を図りながら、新たな需要の開拓に努める。

※産業構造及び事業者数は、「令和 3 年経済センサス-活動調査」より

(2) 目標

嵐山町では、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促し、労働生産性向上、販路拡大等へつなげ、経営改善、雇用確保等が行われることで、地域経済が活性化され発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に設備増加における変更も含め、6 件の認定件数を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

嵐山町の産業は、多岐にわたっており、多様な業種が嵐山町の経済、雇用を支えているため、幅広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備のみを対象とし、町内の自己所有に属する建物に設置する場合に限る。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

嵐山町は、北部区域に工業・南部区域に商業等という特色があるが、認定する事業者を可能な限り多くし、町全体の活性化を図りたいと考えている。

そこで、本計画において、区域を限定することはせずに、嵐山町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

嵐山町の産業は、多岐にわたっており、多様な業種が嵐山町の経済、雇用を支えているため、幅広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象となる業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様であるため、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・申請した事業所が計画を遂行する為に、人員を削減する等、先端設備等を導入し

たこと以外の理由による生産性向上は対象としない。また、同様に、先端設備等導入の為に人員削減等を行った場合（判明した場合等）も対象としない。

- ・公序良俗に害する恐れがある場合、また、その事実が分かった場合は、対象としない。併せて、反社会勢力との関係性がある場合についても対象としない。
- ・町税を滞納している事業者は対象としない。
- ・その他、対象に値しない特別な理由がある場合は、町の判断により対象としない。
- ・認定を受けた事業者は、報告や調査が求められた場合には、協力に応じること。また、町から関係書類の提出を求められた場合には、期日までに速やかに提出すること。